

新しい生活様式に対応した文化奨励事業補助金Q & A

(令和2年9月10日現在)

	質問	回答
対象事業	団体のPR動画を作成したいが、対象になるか。	対象になりません。文化芸術分野の推進に資する分野で、文化芸術活動の発表・鑑賞を趣旨とした内容に限ります。
	初心者を対象にした講座(楽器演奏の方法や絵の描き方等)の動画を作成したいが、対象になるのか。	対象になりません。自分自身が演奏したものや制作したものの解説は対象としますが、人に指導することを趣旨とする内容の動画は対象外とします。
	歌唱とともに、朗読を動画にしたいと考えているが可能か。	2つ以上のジャンルを1つの動画で鑑賞いただく内容にすることは可能です。ただし、歌唱する人と朗読している人それぞれに活動実績等の要件を満たすことが必要です。
対象者の条件	団体の一員として、複数の団体に参加することはできるか。	できません。同一人の参加は、申請者・構成員に関わらず1回に限ります。
	普段は40人程度の団体に活動しているが、3名のグループで申請することは可能か。	申請者が対象者の条件を満たせば可能です。
	ショートムービーを撮影する場合、出演者は団体の構成員となるか。	出演料等を支払っていない場合は、構成員とみなします。
補助対象経費	動画制作にあたり、市外の施設を借りて撮影した場合の会場使用料は、対象になるのか。	市外の施設に支払う利用料金等は、対象になりません。
	動画制作にあたり、市外の施設を借りて撮影した場合の撮影委託料は対象になるのか。	対象になります。
	撮影に必要な衣装や小道具等は対象になるか。	対象になりません。
	動画の撮影は交付決定より前に行っても良いのか。	可能ですが、交付決定前に使用された施設使用料などは対象経費となりません。
	実施にあたっての会場を確保するために、交付決定よりも前に施設使用料を支払ったが、対象経費に含むことは可能か。	交付決定後に使用されるもので、本番撮影時の施設使用料等の前金であれば対象経費となります。
	長岡京記念文化会館で実施されているホール練習限定利用を活用して動画を撮影等することは可能か。	練習限定利用となっておりますが、一般的な撮影・録音等であれば可能です。詳細は、文化会館にご相談ください。
申請書・報告書の記入等	動画を制作し配信する場合、事業実施日は、いつになるのか。	動画配信をスタートする日を事業実施日とします。つまり、3月20日までに動画配信を開始する必要があります。
	事業実施日時(動画掲載期間)や事業実施場所(動画撮影場所)が計画段階であるが、申請してもよいのか。	計画段階で申請していただくことは可能です。ただし、実施日の2週間前までに必ず確定することが必要です。市への連絡がない場合は、事業を実施されても補助金は交付できません。また企画内容の変更を行う場合は事前に変更申請が必要です。
	ライブ配信を行う場合、事業の成果をどのように報告すればよいのか。	イベント実施を告知するチラシや、当日の様子を撮影した写真、また動画を保存していればそのDVDを提出してください。

	質問	回答
その他	市のホームページに動画を掲載してくれるのか。	市のホームページ内において、動画の掲載は行いませんが、動画配信元の URL や配信開始日時等の掲載を行い、事業の PR を行います。
	撮影方法を教えてくれる講師や編集委託業者を紹介してもらえるのか。	市から紹介することはできません。
	動画撮影をする際にコンサート形式にして観客を入れることや、それを有料公演とすることは可能か。	コンサート等を生配信するのではなく、録画して配信することも可能です。またそれらを有料公演にいただくことも可能です。ただし、広く動画を鑑賞してもらうという事業の趣旨から、動画を配信する際に有料とすることや、対象者を限定して公開することはできません。
	動画の長さはどのくらい必要か。	何分という決まりはありませんが、鑑賞する人が見やすい時間が適当ですので、10分程度を推奨します。
	国や府の補助金と併用してもよいのか。	国や府の補助金に制限がなければ、可能です。